

条例第 38 号

宇和島市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 23 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

宇和島市執行機関の附属機関設置条例（平成17年条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数
市長	宇和島市行政改革推進委員会～宇和島市消防団員等公務災害補償審査会（略）			市長	宇和島市行政改革推進委員会～宇和島市消防団員等公務災害補償審査会（略）		
教育委員会	山本稔人材育成審議会～宇和島市文化財保存活用地域計画協議会（略）			教育委員会	山本稔人材育成審議会～宇和島市文化財保存活用地域計画協議会（略）		
					宇和島市学校給食運営審議会	学校給食運営についての調査審議に関する事項	20人以内

市 長 及 び 教 育 委員会	宇和島市プロポー ザル審査委員会 （略）			市 長 及 び 教 育 委員会	宇和島市プロポー ザル審査委員会 （略）		
-----------------------	----------------------------	--	--	-----------------------	----------------------------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。